

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成27年6月24日(水) 午前10時00分～10時17分

会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 神谷利盛 4 番 浅岡保夫 5 番 長谷川広昌
6 番 黒川美克 9 番 杉浦辰夫 10 番 杉浦敏和
13 番 北川広人 15 番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1 番 杉浦康憲 3 番 柳沢英希 7 番 柴田耕一
11 番 神谷直子 12 番 内藤とし子 14 番 鈴木勝彦
16 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第46号 財産の無償貸付について
- (2) 議案第47号 高浜市都市公園条例の一部改正について
- (3) 議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (4) 陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月22日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案2件、補正予算1件、陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第４６号 財産の無償貸付について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第４６号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第４７号 高浜市都市公園条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（１５） 今の公園は、どうしても防災機能というのがやっぱり求められるのですが、このどんぐり公園においては防災面とか防災機能については、どのような面が工夫されていますか。

答（都市整備） 現在進めております論地どんぐり公園でございますが、防災施設としてまず代表的なものは、あずまやを防災対応。防災時の避難時に使えるような施設にしております。あずまやの周りにテントが張れるような構造でございます。あと、あずまやの付近にございますベンチにつきましては、かまどベンチ。あと、防災用のトイレということで、通常はマンホールのふたになっているのですが、マンホールのふたを外すことによって、そこをトイレとして使えるような施設。以上３つが大きな防災機能になります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

問(2) 6月22日の総括質疑のときに都市整備グループより、道路の穴を埋めるとか、草刈りをしてくださいという、そういった要望に対する対応をするために、人員を派遣する人材派遣会社に要求するという、そういう回答がありましたけれども、道路の穴ぼこを埋めてくださいとか、草を刈ってくださいという、そういう話というのは過去ずっと、例えば何月何日にどこそこの町内からきたという記録はとられていますか。

説(都市整備) 市民の方から数々のいろいろな申し出や苦情等がございます。そちらにつきましては電話、窓口等にかかわらず、対応した職員がパソコンの苦情受付システムというのがございまして、そちらのほうに全て登録するということになっております。その登録したものにつきましては、一応現地へ必ず職員が行って確認し、緊急性のあるものは即時対応、緊急性があるが多少工事費が伴い職員では対応困難なものについては、小規模工事等を使つての、業者さんでの施工というような形で切り分けております。

意(2) 言いたかったのは、例えば私は今、小池町に住んでいますけど、小池町のふれあい農園の横っちょの土手というのは、毎年5月の末に草刈りをしてくださいという要望を出しているんです。ということは、他の町内からも同じように、大体似たような時期に草を刈ってくださいというようなところが出てくるとお思いますので、これは提案なんですけど、年間計画で、例えば何々町のどこそこについては5月の末に刈りま

すとか、どこそこについては6月末に刈りますとかという年間計画を立てて、それぞれの対応する町内に配っておけばですね、その分だけでも入ってくるクレームはなくなるのではないかというふうに思います。それから、業務がふえたから人をふやす、それは一方では十分わかる話なんですけど、まだ少し今のように事前に行政のほうからそういった計画を発信するというふうにしておけば、発信した先からのクレームは、おのずから少なくなると思いますので、ぜひともそういう意味での検討はしていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問（13） 私もですね、今の補正の都市計画総務事業についてですけれども、基本的に本来だったらもっと早くこの業務の切り出しみたいな形でやっていくべきことだったのかなという気がするんですけれども、今後もこの事務事業の効率化だとか、そういったことを考えるに当たっては、こんなようなことが起きうるのかなという気がします。実際、当初に間に合う間に合わんという問題だとか、それから苦情が多かったから、4月5月の苦情が多かったからなんていうのは、これは理由にならないと思うんですよ。これは市全体の話だと思うんですけれども、どちらにしてもこういうことを今後やっていくという姿勢というものをしっかりと出していただかなければと思うんですが、そののところはどのようにお考えなんでしょうか。

説（都市政策部） 今、全体を見据えてというような御質問をいただきましたけれども、実は私どもというのは御存じのとおり、高浜市総合サービス株式会社というものを平成7年の4月に業務を始めております。庁内でも平成15年の2月ぐらいから、構造改革のプロジェクトというのを部局を超えて、それぞれの行政内部の問題についてプロジェクトチームをつくって取り組んできております。その中で今、北川議員がおっしゃったようなアウトソーシングと言われる切り出し業務についても、業務をずっとプロジェクトの中で調整をしながら行ってきました。その中で私もちよっと考えますと、建設関係というのは実は、水道の業務は一部、下水でもそうですが外部に出して委託をしておりますが、なかな

か都市整備部門等は、なかなかしてこなかかった。それがたまたま今回のような苦情の件数の増に伴って、それでこの間ちょっとリーダーが総括のときに申し上げましたが、窓口の業務を何とかスリム化して、職員でなくても対応できるようにならないかということで、カウンターのところディスプレイを置いてですね、誰でもこう閲覧できるような配慮をしてきましたが、そのサポートを検証するなかで、職員でなくてもできるということ。時期は、確かにこの6月というのは非常に私どもももう少し早く気づいてですね、当初の中で具体的に御説明を申し上げて、上げるというのがよかったんですけど、そういったことも含めまして検証した結果、早く将来に向けてこういったことをやっていくことがいだろうというようなことで、今回補正計上させていただいたというものでございますので、よろしくお願いいたします。

意（13） 事情はわかっておりますんで。もう一つ、つけ加えて言うのであれば総合サービス、これははっきり言って市の子会社みたいな形ですけども、そこだけに突出して本当は言ってはいけないのかもしれませんが、総合サービスの仕事としてね、庁舎内の業務のこういう部分というのはうちにもらえないのかというような動きが当然あっていいのかなという気がするんですよね。当然、市の人間がっているわけですから。そういうところもやっていかないと、やっぱり外部に敢えて出して、外部からの目線で見ってもらうことによって切り出しができるという可能性もあるのかなという気がするんですよ。ぜひ、そういう視点も設けていただきたいということをおっしゃっていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

(4) 陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) では市政クラブを代表しまして陳情第1号、憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情について、反対の立場で討議をさせていただきます。まずⅠの、公契約制度の適正化をはかってください、についてですけれど、公契約条例はどのような制度設計があるかを、必要かを、結論をまだ得ていません。国の公契約法の制定などを、見極める必要があります。次にⅡの、住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください、についてですが、持続可能な基礎自治体の確立に向けて、市として実施すべきものとそうでないものとをしっかりと見極めた上で市場原理が働く領域においては民営化、民間委託、指定管理者制度の導入などを実施して、産業や雇用の創出拡大を図っていくということは、地域経済の活性化にもつながります。それは同時にトータルコストを下げることにもつながります。住民サービスの向上も目指すことができます。従い、この陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意(15) 大きいⅡ番の1番ですけども、民営化・民間委託等を行わないでくださいとありますけども、今後の行政を考え得るにおいても民営化、民間委託によって、民間が持っているノウハウ、知恵は、積極的にこれは活用すべきであると思います。よって、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(6) 私も今、小嶋委員と同じで現在、私どものほうも総合サービスだとかそういった外郭団体をつくりまして、いろいろな事業を委託しているわけですけれども、このⅡ番の1番の民営化・民間委託等を行わないでください、これはですね、やっぱりこれからの行政としていろいろと考えていかなければいけない問題だと思いますし、現在こういったことを進めておりますので、私はこの陳情には反対をさせていただきます

す。

委員長 ほかに。

意（５） 例えば陳情項目Ⅱの、住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実、のなかに記載してある１及び２が、公務、公共サービスの充実に実際に資するのか疑問な点があることや、陳情項目Ⅲの、国に対して案文どおり意見書や要望書を提出することについては賛成しかねますので、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第１号についての意見を終了いたします。

委員長 以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採決》

（１）議案第４６号 財産の無償貸付について

挙手全員により原案可決

（２）議案第４７号 高浜市都市公園条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

（３）議案第５０号 平成２７年度高浜市一般会計補正予算（第１回）

挙手全員により原案可決

(4) 陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次にお諮りいたします。一つ、商業振興施策について。一つ、災害施策について。以上、2件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」との発言あり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」との発言あり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前 10 時 17 分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長